

令和7年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 小松市 】

令和7年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)

令和7年度 小松市帰国・外国人児童生徒教育支援事業 小松市教育委員会学校教育課

児童生徒の編入学(外国・海外現地校・日本人学校等より)・転入学(市外の公立小中学校より)
日本語の能力、生活・学習状況・適応状況等の把握

日本語指導が必要である児童生徒

- ①日本語で日常会話が十分にできない
②日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への取組に支障が生じている

初来日で日本語がわからない児童生徒

左記以外で日本語指導が必要な児童生徒

日本語初期指導教室(稚松小学校内 れいんぼー一む)
学校教育に必要な生活指導や初期的な日本語(サバイバル日本語)指導を一定期間集中的に実施する
・学校生活指導(持ち物、給食、掃除、日課等)
・日本語指導(ひらがな、カタカナ、あいさつ、日常会話、漢字等)
・簡単な文章の読み書きや計算
○担当教諭(日本語)による指導
○室長(日本語・教員免許有)の配置
○日本語指導補助講師(ポルトガル語・英語・スペイン語・教員免許無)の常駐
◇日本語適応指導教室の出席は、在籍校の出席とする
◇通級期間は、原則3ヶ月程度とする
◇通級の終了については、個人の指導記録に基づいた認定会議にて決定する
◇通級については、保護者の責任のもとで行う

日本語通級指導教室
(芦城小・第一小)

- 設置校区に居住する児童
・芦城小学校ぐれーぶる一む
・第一小学校あつぷる一む
○担当教諭(日本語)による指導
○日本語指導補助講師(ポルトガル語・教員免許無)の巡回による支援

左記以外の校区に居住する児童生徒
・在籍学級
○日本語支援員(日本語(うち1名英語対応可)・教員免許無)の巡回による支援
○日本語指導補助講師(ポルトガル語・教員免許無)の巡回による支援

通級指導
も可

日本語初期指導教室修了後
日本語初期指導フォローアップのための支援員を派遣 ※補助事業による派遣

日本語初期指導フォローアップ事業

日本語初期指導のフォローアップを行うために日本語支援員を派遣
日本語初期指導教室修了後、個別学習が可能な段階(JSLステージ4を目安)まで巡回支援を行う
※本市転入時に同程度の日本語力の児童生徒も対象
(児童生徒1名につき週あたり8時間程度の巡回支援・在籍学級担任への指導のアドバイスや教材提供等)

帰国・外国人児童生徒在籍校連絡協議会 8月・11月全体会開催 4月・7月・10月・1月・3月分科会開催

帰国・外国人児童生徒在籍校の担当教諭(在籍校1校につき1名以上)、日本語初期指導教室担当教諭(1名)、日本語通級指導教室担当教諭(2名)
日本語指導補助講師(4名)、日本語支援員(7名)、市国際交流協会職員、学校教育課担当指導主事

○市教委の人員

- ・外国人児童生徒教育担当指導主事 1名
- ・日本語指導補助講師(ポルトガル語母語支援員)4名
- ・日本語支援員(小松市国際交流協会日本語講師に委託)7名

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

○全体会

8月21日(木) 帰国・外国人児童生徒在籍校連絡協議会

「外国につながる子どもへの日本語指導・授業における支援について」

講師:豊橋市外国人児童生徒教育特別顧問 築樋博子氏

参加者:通級教室担当教諭、日本語指導補助講師、日本語支援員、在籍校担当者、
国際交流協会職員、市教委担当者、在籍校以外の小・中・義務教育学校教諭等

11月21日(金) 日本語通級指導教室担当者会

「日本語指導の授業動画に関する協議等」

講師:豊橋市外国人児童生徒教育特別顧問 築樋博子氏

参加者:通級教室担当教諭、日本語指導補助講師、日本語支援員、市教委担当者等

○分科会(通級教室担当教諭、日本語指導補助講師、日本語支援員、市教委担当者、市関係課職員等)

4、7、10、1、3月 実践交流・情報共有

(2)学校における指導体制の構築

【日本語通級指導】

○対象

- ・日本語指導等が必要と判断される帰国・外国人児童生徒を対象とする。
(初来日で日本語がわからない児童生徒や初期段階の日本語指導が必要な児童生徒)
- ・日本語通級指導教室は小学生を対象とする。
- ・日本語初期指導教室は小学生・中学生を対象とする。

○場所

日本語通級指導教室

- ・小松市立芦城小学校 ぐれーぶる一む
 - ・小松市立第一小学校 あっぶる一む
- 自校通級以外、保護者の責任のもとで送迎を行う。

日本語初期指導教室

- ・小松市立稚松小学校 れいんぼ一む
- 自校通級以外、保護者の責任のもとで送迎を行う。
中学生については、保護者の責任のもと、自転車や公共交通機関による通級も可能とする。

○指導者

- ・通級指導は、日本語通級指導教室担当教諭及び日本語初期指導教室担当教諭が行う。
- ・日本語初期指導教室においては、室長が常駐し、各校との連絡調整にあたる。
- ・日本語初期指導教室においては、日本語指導補助講師が常駐し、支援にあたる。
- ・日本語通級指導教室においては、日本語指導補助講師が巡回し、支援にあたる。

【訪問指導・通訳支援】

○対象

- ・初めて日本の小・中学校に就学する帰国・外国人児童生徒
- ・日本語による意思疎通が難しく、初期指導が必要と判断される帰国・外国人児童生徒
- ・日常会話はできても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に大きな支障がある帰国・外国人児童生徒
- ・小松市教育委員会が認める児童生徒

○指導者及び通訳

①日本語支援員…日本語指導補助や学習支援等を行う。

※小松市国際交流協会の日本語教師に委託

②通訳講師…児童生徒及び保護者への通訳・翻訳を行う。

児童生徒の学習の母語通訳による支援を行う。

児童生徒の母語によるカウンセリングを行う。

※小松市会計年度任用職員 ポルトガル語に対応

③通訳サポーター…児童生徒や保護者との懇談の通訳を行う。

※ポルトガル語・スペイン語・中国語・韓国語・インドネシア語・英語に対応（R8.2現在）

○訪問日・訪問時間

・対象となる児童生徒の状況に応じ、学校と市教育委員会が相談の上決定する。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

・「特別の教育課程」について、帰国・外国人児童生徒在籍校連絡協議会にて編成と実施についての留意点の共通理解を図った。

・各校にて個別の指導計画を作成し、8月末に中間報告、3月末に年度報告を市教委に行った。

(4)成果の普及

・県教育委員会のホームページに今年度の実践の概要を掲載する。(3月末日掲載予定)

・県主催の会合において、本市の取組や研修会の内容を共有した。

(5)学力保障・進路指導

・市内中学校において、各校ごとに作成される進路指導ガイダンス冊子をポルトガル語に翻訳した。

・進路説明会や個人懇談に日本語指導補助講師が同席し、通訳を行った。

・本市教育委員会と連携している小松市国際交流協会において、小学校就学にあたっての「就学準備講座」や、高校入学のための「高校入学手続き相談会」を実施した。

(7) ICTを活用した教育・支援

・ポCKET (AI翻訳機)を日本語指導が必要な児童生徒の在籍校ならびに通訳が必要な保護者がいる学校に配備し、児童生徒や保護者とのコミュニケーションに利用した。

・他課から貸与されている iPad を、保護者や児童生徒との面談時に使用した。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

・日本語初期指導教室を修了した児童生徒が在籍する学校に、初期指導フォローアップのために日本語支援員を定期的に派遣した。

・初期指導フォローアップ対象の児童生徒と同等なステージの児童生徒(本市への新規転入児童生徒)についても、同様の支援を行った。

・「JSL評価参照枠」ステージ4に達するまで、週当たり8時間程度の支援を行った。

・ポルトガル語を母語とする支援員(本事業での職名は通訳講師)が、日本語指導が必要な児童生徒の在籍校に常駐または巡回し、児童生徒及び保護者に対する通訳・翻訳を行った。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

○日本語支援に関わる様々な担当者が一堂に会することで、日本語指導の必要な児童生徒について今後の指導に生かすための情報共有を行うことができた。

○実際の授業実践動画を通した日本語指導に関する授業に関する協議を行ったことで、具体的な授業イメージや手立て、支援の工夫について共通理解を図ることができた。

●日本語指導の必要な児童生徒への適切な指導支援につなげていくために、在籍学級担当者・日本語指導通級指導教室担当者・日本語支援員・日本語指導補助講師等の情報交換の場を設定していく。

(2)学校における指導体制の構築

○日本語初期指導教室において、初歩的な日本語を集中的に個別に指導することで、児童生徒が日本の学校生活について知ったり、サバイバル日本語を身につけたりすることができた。

令和7年度 日本語初期指導教室通室児童生徒数(令和8年2月現在)

11名(小1…5名、小3…1名、小4…2名、小5…1名、小6…1名、中2…1名)

○訪問指導だけでなく、日本語通級指導教室へ他校からも通級をすることで幅広く日本語指導を受けることにつながった。

●本市における日本語指導の体制をさらに整え、日本語指導が必要な子供たちの日本語の段階に応じた日本語指導を受けることができるようにしていく。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

○在籍校の教員と日本語支援員で共通理解を図りながら「個別の指導計画」を作成することで、児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細かな指導を実施することにつながった。

●子供たち一人一人の実態に応じたきめ細かな指導を行っていくための「個別の指導計画」について、校内で日本語指導に関わるすべての人たちで連携して作成していく重要性を今後も伝えていく。

(4)成果の普及

○本市以外の自治体においても初来日の児童生徒が増えている現状があり、本市の取組事例を紹介することで円滑な受け入れにつなげることができた。

●今後も本市の取組内容や研修会での学び、具体的な実践等を周知していく。

(5)学力保障・進路指導

○日本の入試制度について保護者へ丁寧な説明をしたり、母語で児童生徒と保護者に伝えたり、懇談したりすることにより、生徒の適切な進路選択につながった。

○就学準備講座での様子を参観することで、就学する前の現状を把握することができた。

●就学準備講座に参加することで把握した状況を踏まえて、学校へ就学した後の指導につなげていく必要がある。

(7) ICTを活用した教育・支援

○本市に通訳がいない言語の保護者との面談時に活用することで、意思疎通を図り、指導に生かすことができた。

●通訳のいない言語や急遽通訳が必要な場合等に備えて、ICTも活用した意思疎通の方法を検討していく。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

○初期指導を終えた児童生徒への日本語支援の時間を増やすことで、重点的に日本語支援を実施することができた。

○日本語だけではなく学校生活に不安を抱えている児童生徒への相談にも乗ることで、不安を解消し安心した学校生活を送る手助けとなった。

●フォローアップ対象児童生徒やステージ 4 に達するまでの日本語指導が必要な児童生徒への日本語指導の時間を確保するため、日本語支援員の増員を検討していく必要がある。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	人 (園)	26人 (9校)	17人 (5校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導を 受けた児童生徒数		26人 (9校)	17人 (5校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。